

### Ⅲ 給与所得の源泉徴収事務

- ① 月々（日々）の給与や賞与などを支払う際に行う源泉徴収の事務
- ② 年末調整の事務

#### 1 月々（日々）の給与等や賞与などを支払う際に行う源泉徴収事務

事務の内容	使用する税額表や申告書等
1 源泉控除対象配偶者、扶養親族などの内容の確認 （源泉徴収税額を計算する前の準備）	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
2 給与や賞与などに対する源泉徴収税額の計算	給与所得の源泉徴収税額表 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表
3 源泉徴収税額の徴収とその事績の記録	給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿
4 源泉徴収税額の納付	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 （納付書）

#### 2 年末調整事務

その年最後の給与等の支払をする際、その年中の給与等の源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額と、その年中の給与等の支給総額の基づき計算される納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足税額の精算を行うこと。

## IV 月々(日々)の源泉徴収事務

### 1 賞与以外の給与等の税額表

給与等の支給区分	税額表の区分	扶養控除等申告書	使用する欄	税額の求め方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・月ごとに支払うもの</li> <li>・半月ごと、10日ごとに支払うもの</li> <li>・月の整数倍ごとに支払うもの</li> </ul>	月額表	提出あり	甲欄	社会保険料控除後の給与等の金額及び扶養親族等の数に応じて該当する欄を適用
		提出なし	乙欄	社会保険料控除後の給与等の金額に応じて該当する欄を適用
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日支払うもの</li> <li>・週ごとに支払うもの</li> <li>・日割で支払うもの</li> </ul>	日額表	提出あり	甲欄	社会保険料控除後の給与等の金額及び扶養親族等の数に応じて該当する欄を適用
		提出なし	乙欄	社会保険料控除後の給与等の金額に応じて該当する欄を適用
日雇賃金（日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与等（一の支払者から継続して2か月を超えて支払を受ける場合、その2か月を超えて支払を受けるものは含まれません。）※	日額表	不要	丙欄	社会保険料控除後の給与等の金額に応じて該当する欄を適用

※ 日雇労働者の賃金を労働した日ごとに支払わないでとりまとめて支払う場合、あらかじめ定められた雇用契約の期間が2か月以内の者に支払われる日給又は時間給についても丙欄の適用があります。この場合の労働した日ごとの支払金額につき丙欄を適用して税額を算出し、その税額の合計金額を源泉徴収することとなる。

給与所得の源泉徴収税額表（令和4年分）

(一) 月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（令和2年3月31日財務省告示第81号改正））（～166,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,300
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,400
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,500
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,600

## 2 源泉徴収税額表の使い方(月額表)

### 2-1 必要な数値

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
給与等の金額	その月の給与等の金額（非課税となる通勤手当等は除く。）
社会保険料等の金額	給与等から差し引かれる次のような社会保険料等の合計額 健康保険料、介護保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型加入者掛金（iDeCoの掛金）など

扶養親族等の数	
源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族との合計数 また、次に該当する場合は、該当するごとに1人を加算	
従業員本人	障害者（特別障害者含む）、寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合
従業員の同一生計配偶者や扶養親族	障害者（特別障害者含む）、同居特別障害者に該当する場合

(例) 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族1人（障害者に該当）の場合

源泉控除対象配偶者（1）＋控除対象扶養親族（1）＋障害者（1）＝3人

## 2-2 扶養控除等(異動)申告書

### 令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 <b>神田</b> 税務署長 <b>練馬</b> 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	〔フリガナ〕 あなたの氏名 ヤマカワ タロウ <b>山川 太郎</b>	あなたの生年月日 明・大令 53年1月1日
	給与の支払者の法人・個人番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	あなたの個人番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	世帯主の氏名 山川 太郎
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所 郵便番号 176-8503 東京都練馬区栄町23-7	あなたの続柄 本人
		配偶者の有無 有・無	



あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生にいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	〔フリガナ〕氏名	個人番号 あなたとの続柄 生年月日	あなたの所得の金額 ※2014年以前生計を一緒にする事実 ※特定扶養親族は12歳-19歳11歳 ※扶養者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和4年中に異動があった場合に記入してください。以下可です。)
源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマカワ アキコ <b>山川 明子</b>	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 明・大平 54・10・5	300,000円	東京都練馬区栄町23-7	
主たる給与から控除を受ける B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平19.1.1以前生)	1 ヤマカワ カズコ <b>山川 和子</b> 母	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 明・大平 27・5・10	0円 <input checked="" type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	〃	
	2 ヤマカワ イチロウ <b>山川 一郎</b> 子	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 明・大平 17・5・17	0円 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	〃	
	3				

この申告書は、あなたの給与について扶養控除等申告書の提出が必要となります。  
この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者、この申告書の記載に当たっては、裏面の「1」提出することができ

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

区分等	〔フリガナ〕氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外所得の見積額 令和4年中の所得の見積額	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族(平19.1.2以後生)	1 ヤマカワ ニロウ <b>山川 二郎</b>	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	子	平・金平・金 20・7・5	東京都練馬区栄町23-7	0円	
2							
3							

所得金額	提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額
年齢	その年の12月31日の現況における年齢

### ○ 扶養控除等(異動)申告書を提供する人

原則 全ての受給者が提出

- ・ 独身者や扶養親族等がない人も提出
- ・ 同時に2か所以上から給与の支払を受ける者は、いずれか一の支払者にしか提出できない

『収入金額』 — 『必要経費など』 = 『所得金額』

『給与の収入金額』 — 『給与所得控除額』 = 『給与所得金額』

【給与所得の金額の計算方法】

給与所得の金額は、給与の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされており、次の表により求めた金額となります。

給与の収入金額(①)	給与所得の金額
1円以上 550,999円以下	0円=所得金額
551,000円以上 1,618,999円以下	(①) - 550,000円 = 所得金額
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円 = 所得金額
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円 = 所得金額
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円 = 所得金額
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円 = 所得金額
1,628,000円以上 1,799,999円以下	①: (①) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (㉑) ⇒ ②: (㉑) × 2.4 + 100,000円 = 所得金額
1,800,000円以上 3,599,999円以下	①: (①) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (㉑) ⇒ ②: (㉑) × 2.8 - 80,000円 = 所得金額
3,600,000円以上 6,599,999円以下	①: (①) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (㉑) ⇒ ②: (㉑) × 3.2 - 440,000円 = 所得金額
6,600,000円以上 8,499,999円以下	(①) × 90% - 1,100,000円 = 所得金額
8,500,000円以上	(①) - 1,950,000円 = 所得金額

合計所得金額が48万円以下

その年の所得	収入金額の額	
給与所得だけの場合	給与等の収入金額が103万円以下	
公的年金等に係る雑所得だけの場合	年齢 65歳未満の人	公的年金の収入金額が108万円以下
	年齢 65歳以上の人	公的年金の収入金額が158万円以下

『公的年金等の収入金額』 — 『公的年金等控除額』 = 『雑所得』

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円	(A) × 25% + 17万5,000円	(A) × 25% + 7万5,000円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円	(A) × 15% + 58万5,000円	(A) × 15% + 48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円	(A) × 5% + 135万5,000円	(A) × 5% + 125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

② 65歳未満の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円	(A) × 25% + 17万5,000円	(A) × 25% + 7万5,000円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円	(A) × 15% + 58万5,000円	(A) × 15% + 48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円	(A) × 5% + 135万5,000円	(A) × 5% + 125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

## 2-3 扶養親族の数

源泉控除対象配偶者	所得者と生計を一にする民法上の配偶者 (青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)
	所得者の合計所得金額が900万円以下である
	配偶者の合計所得金額が95万円以下である
同一生計配偶者	所得者と生計を一にする民法上の配偶者 (青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)
	配偶者の合計所得金額が48万円以下である
控除対象配偶者	所得者の合計所得金額が1,000万円以下の場合
	配偶者が同一生計配偶者に該当
扶養親族	所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)
	対象親族の合計所得金額が48万円以下である
控除対象扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上の人

扶養親族				
控除対象扶養親族				
		特定扶養親族	老人扶養親族	
16歳未満	16歳以上19歳未満	19歳以上23歳未満	23歳以上70歳未満	70歳以上